

判決年月日	平成 1 7 年 9 月 2 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 7 年 (ホ) 第 1 0 0 0 6 号		
○ 液体充填機への被告ノズルの寄与率を約 1 0 %とした事例			

(関連条文) 特許法特許法 102 条 1 項 , 2 項

(事案の概要)

本件は , 名称を「液体充填装置におけるノズル」とする発明 (特許第 1411643 号 , 昭和 57 年 8 月 27 日特許出願 , 昭和 62 年 11 月 27 日設定登録 , 平成 14 年 8 月 27 日満期満了。) につき , その特許権者であった一審原告が一審被告に対し , 被告ノズルを製造・販売するなどの行為が本件特許権を侵害するとして , 不法行為による損害賠償金の支払を求めた事案である。

原判決は , 被告ノズルは本件発明の構成要件をすべて充足するとした上 , 被告ノズルの寄与率 20 % 等として , 一審原告の請求の一部を認容したところ , 原告及び被告の双方が控訴した。

(判決理由の要旨)

本判決は ,

「本件発明の内容は , 原判決別紙特許公報の「特許請求の範囲」記載のとおりであり , 本件発明のノズルは , ノズル先端の有効面積を大きくするため , ノズル先端の形状を角形とし , 角形先端部を角形口部に差込むことで液体の充填を速やかに行え , ストレーナの交換ないし洗浄のためにノズルの先端部にストレーナを簡単に取付けないし取外すことができるように , 円筒形のノズル本体に角形の先端部である角筒体 1 を設け , 内部の螺着を外して角筒体 1 の突条 3 と雌ねじ体 10 の溝部 11 の嵌合を外して簡単に取り外せるとの作用効果を奏するものであると認められる。

液体充填機構は , 主として , 以下のとおりの工程及び装置から構成される。

- 第 1 工程 紙パックの材料のストック装置
- 第 2 工程 紙パックの材料引き起こし装置
- 第 3 工程 紙パックの底部形成装置 (くせ折・底部加熱・底部シール)
- 第 4 工程 紙パックの上部くせ折装置
- 第 5 工程 液体充填装置
- 第 6 工程 紙パック上部閉函装置 (上部加熱・上部シール)

ノズルは , 上記第 5 工程の液体充填装置の一部であり , 液体充填装置は , 液体を送液配管からためる装置 , 充填タンクから充填液を取り分けるのをコントロールする部分 , 充填シリンダー等の駆動部分 , 配管部分等から成る。

液体充填機の主要な構成は、上記のとおり、紙パックの材料のストック装置、紙パックの材料引き起こし装置、紙パックの底部形成装置、紙パックの上部くせ折装置、液体充填装置及び紙パック上部閉函装置等から成るところ、ノズルは液体充填装置の一部品にすぎず、その価格も一審被告においては約３８万円と認められる。そうすると、ノズルの価格が装置全体の価格に占める割合はわずかなものというほかない。

以上に検討したところによれば、被告ノズルを搭載した液体充填機において、被告ノズルが本件発明の構成要件を備えることによって、充填能力を向上させ、ストレーナの交換・洗浄が簡単にできるとの作用効果を得ることができるとの寄与をしているが、液体充填機の工程及び装置は、主要なものだけでも上記ないしの工程及び装置から成り、ノズルは、そのうちの液体充填装置の一部品にすぎず、装置全体の価格に占める同部分の価格はわずかというほかないのであるから、これらの事情等を総合考慮すれば、被告ノズルの液体充填機に対する寄与率は約１０％と認めるのが相当である。

なお、一審被告は、ノズルは装置全体の一部品にすぎず、製品と不可分一体の関係にはないから、被告ノズルの液体充填機に対する寄与はなく、被告ノズルのみの製造・販売個数のみを対象とすべきであると主張するが、液体充填機はノズルを搭載して販売されるものであり、被告ノズルが液体充填機に寄与していることは上記のとおりであるから、同主張を採用することはできない。」

などとして、原判決の認容額を変更した。